

平成29年7月10日

答申第784号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「犯罪者に対する甘い処分について」として、「先日貴協会は静岡放送局副局長を諭旨免職にすると報道した。何故犯罪者を退職金まで支給される甘い処分にしたのか？」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、人事に関する情報であり個人に関する情報でもあって、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、人事に関する情報であり個人に関する情報でもあって、規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当するため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号および3号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年7月10日（第251回審議委員会）

第797号諮問、審議、答申